第十一条	第九条第十項	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第十項
	被保険者	一般被保険者
第十二条（見出しを含む。）	被保険者	一般被保険者
	第十条第三項第一号	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第十条第三項第一号
第十三条（見出しを含む。）	被保険者	一般被保険者
	第十条第四項第一号イ(1)	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第十条第四項第一号イ(1)
第十四条（見出しを含む。）	被保険者	一般被保険者
	第十条第四項第二号ロ(1)	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第十条第四項第二号ロ(1)
第十五条（見出しを含む。）	被保険者	一般被保険者
	第十条第四項第二号ロ(2)	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第十条第四項第二号ロ(2)
第十六条第三項	限る	限り、退職被保険者等に係る保険料を除く
第二十七条第二項第一号イ	被保険者	一般被保険者
第二十七条第二項第一号チ	額	額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額を除く。）
第二十七条第二項第二号ロ	額	額（退職被保険者等に係る部分を除く。）
第二十七条第二項第二号ニ	第七十二条の三第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項